

刑事警察専従員カードの作成について（例規）

最終改正 平成19. 8. 17 例規留第30号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、刑事警察勤務体制の確立並びに刑事専従員の捜査諸般の技能向上を図るため、「刑事警察専従員カード」を作成することとし、カードの作成に必要な事項を定めたもので、昭和33年1月10日から実施しています。